



広島県報

号 外
第 177 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

規 則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の
二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する
条例施行規則

（県法規登載）

（保健対策室）

公布された規則のあらまし

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則（規則第七十七号）（保健対策室）

制定の要旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院
者の症状等の報告に関する条例の施行に伴い、報告書の様式など必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成十九年一月一日

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第七十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任
意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規
定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年広島県条例第六十一号。以下
「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報告書）

第二条 条例第二条第一項の規定による報告は、別記様式による報告書により行うものとす
る。

（書類の経由）

第三条 前条の報告書は、当該精神科病院の所在地を管轄する保健所の長（当該精神科病院
の所在地が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ呉地域保健所長又は福山地
域保健所長）を経由して提出しなければならない。

（雑則）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定
める。

附 則

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

別記様式（第2条関係）

任意入院者の定期病状報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様

病院名
所在地
管理者名

印

任意入院者	フリガナ		生年月日	明治 年 月 日
	氏名	(男・女)	昭和 年 月 日	大正 年 月 日
	住所	都道府県	市区	町村区
任意入院年月日 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第22条の3の規定による入院)	昭和 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 年 月 日	平成 年 月 日
前回の定期報告年月日	平成 年 月 日	入院形態		
病名	1 主たる精神障害 ICDカテゴリー()	2 従たる精神障害 ICDカテゴリー()	3 身体合併症	
生活歴及び現病歴 (推定発病年月・精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)			
初回入院期間	昭和・平成 年 月 日	入院形態	昭和・平成 年 月 日	
前回入院期間	昭和・平成 年 月 日	入院形態	昭和・平成 年 月 日	
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12か月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位, ii 数か月単位, iii 盆や正月)	3 なし		
過去12か月間の治療の内容と、その結果を記載すること(過去12か月間に行動制限が行われた際は、その必要性について)				
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
任意入院継続の必要性(通院への変更ができない理由について具体的に記載すること)				
今後の退院へ向けた取組				

現在の精神症状

意識	1 意識混濁 2 せん妄 3 もろろう 4 その他 ()
知能 (軽度障害, 中等度障害, 重度障害)	1 記憶 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
知覚	1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()
1 知覚	2 幻視 3 その他 ()
1 知覚	2 幻聴 3 その他 ()
1 知覚	2 妄想 3 統合失調 4 被害妄想 5 思考障害
1 知覚	2 思考 3 強迫観念 4 その他 ()
1 知覚	2 感情・情動 3 感情平穏化 4 感情不安 5 感情不安
1 知覚	2 抑うつ気分 3 高気分 4 感情不安 5 感情不安
1 知覚	2 易怒性・被刺激性亢進 3 その他 ()
1 知覚	2 衝動 3 行為心 4 昏迷 5 精神運動抑制
1 知覚	2 無為・無動心 3 その他 ()
1 知覚	2 自覚意識 3 離人感 4 その他 ()
1 知覚	2 拒食 3 過食 4 その他 ()
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()
4 その他 ()	
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態
4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態	8 もろろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()

本報告に係る診察年月日 平成 年 月 日

診断した主治医氏名

署名

審査会意見	
果の措置	

記載上の留意事項

- 1 ☐ 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、任意入院者が報告に係る病院に今回入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)
- 3 なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 4 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴についても聴取して記載すること。
- 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載すること。
- 6 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。
- 7 「現在の精神症状」、「その他の重要な症状」、「問題行動等」及び「現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。
- 8 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。
- 9 選択肢の欄は、それぞれ該当するものを。で囲むこと。
- 10 ☐ 内は、記載を要しないこと。